

## 04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
010010	北日本スカイテック株式会社 株式会社サン格林太陽園 ヤマハ発動機株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
010020	北日本スカイテック株式会社 株式会社サン格林太陽園 ヤマハ発動機株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
010030	北日本スカイテック株式会社 株式会社サン格林太陽園 ヤマハ発動機株式会社	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)

04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
032010	菊池製作所	ドローン特区	航空法 電波法施行規則第6条第2項、電波法関係審査基準	航空法の高度飛行制限、電波法による1.2GHz帯における出力を無線操縦については100mW、画像転送等については3Wまで使用可能とすることにより、工場で生産したドローンの飛行検査が困難であったものが解消される。 その上で、以下の飛行実験を実施したい。 ・南相馬市沖合いに長さ50Km,幅10km、高さ500m程度の自由航空域の設定 ・阿武隈山系、川内―葛尾―浪江―飯館―南相馬の山岳地域に幅10Kmの飛行域の設定	無線局の運用は、他の無線局に混信等を与えないことが必要となります。電波法上の技術基準は、電波の効率的な利用を確保する観点から、他の無線局への影響を極力減らし、できるだけ多くのユーザーが周波数を共有して使えるように、技術的な検討を行った上で定められているもので、高出力化等、定められた基準を超えて電波を放射した場合、より遠方まで電波が到達することになることから、一般ユーザーの無線機器の円滑な運用を阻害するおそれがあります。 このため、高出力化等を御希望されるのであれば、一般ユーザーが運用している無線機器に混信を与えないような具体的な対策を講じていただく必要があります。また、電波は、遠方まで空間を伝搬する性質を有することから、無線局の運用場所が特定の地域の中に限定されていたとしても、隣接する地方自治体等、周辺地域への影響についても勘案する必要があります。
033010	セカイメニュー株式会社	技術基準適合未取得NFC/iBeacon製品利用における措置	電波法第103条の5	技術基準適合未取得機器使用における、事前届出による1年間の使用期間付与	我が国においては、他の無線局との混信を防止し電波の有効利用を図るため無線設備について技術基準を定めており、日本国内で使用する無線設備は日本の技術基準に適合している必要があります。また、各国で周波数の使用状況が異なることから各国の技術基準はそれぞれ異なっており、外国の技術基準を満たす無線設備であっても我が国の技術基準を満たさない場合には使用することはできません。そのため、ご提案いただいた無線設備についても、我が国の技術基準を満たさない場合は使用することはできません。  なお、電波法第103条の5は、我が国の技術基準に相当する技術基準に適合する端末を用いた携帯電話について、総務大臣の許可を受けた我が国の携帯電話事業者の基地局によって制御される等の一定の条件を満たした場合に国際ローミングによる運用を認めるものであり、ご提案いただいた無線設備を対象とするものではありません。
034010	GREEN ZONE UAS	無線誘導航空機技術実証エリア88及び電動移動機器技術実証エリア	航空法 電波法	無線誘導機の基準を明確にするため、推進のためのガイドラインや法律を早急に制定する。	いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、平成27年3月より情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。

04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
050010	東大和市	商工会で発行するポイントカード及びプレミアム付商品券による市税、利用料等の支払	地方自治法第231条の2(証紙による収入の方法等) 地方自治法第235条の4(現金及び有価証券の保管)	市民が持参したポイントの満了したカード又はプレミアム付商品券を、市の歳入として、取り扱うことを可能にする。 また、ポイントが満了したカード又はプレミアム付商品券も、現金や有価証券と同様に市で保管できることとする。	<p>現行の地方自治法で定める地方公共団体の歳入の収入については、調定により決定された収入金額を確実に徴収する観点から、現金による納付が原則とされているところ。</p> <p>また、現金以外の納付については、現金と同視しうもの、つまり、即時換金性が認められる条件を満たすものについて、例外として認められており、具体的には、証券等による納付が認められている。</p> <p>そして、同視しうか否かの判断は、地方公共団体の裁量判断によるものではなく、客観的に確実なものではない。</p> <p>しかしながら、提案のあったポイントカードやプレミアム商品券については、現金と同視しうものとして現行法上認められている小切手、地方債、国債等の証券とは異なり、上記の要件を満たすものではないことから対応は困難である。</p>
062010	広島県(総務局経営企画チーム) 株式会社エネルギー・コミュニケーションズ	広島ドローン実証事業特区	無線設備規則第49条の20	電波障害・混線等の生じない範囲で、必要に応じた範囲において送信出力を増大する。	<p>無線局の運用は、他の無線局に混信等を与えないことが必要となります。電波法上の技術基準は、電波の効率的な利用を確保する観点から、他の無線局への影響を極力減らし、できるだけ多くのユーザーが周波数を共用して使えるように、技術的な検討を行った上で定められているもので、高出力化等、定められた基準を超えて電波を発射した場合、より遠方まで電波が到達することになることから、一般ユーザーの無線機器の円滑な運用を阻害するおそれがあります。特に、無線LANなどは、免許を要しないため、そのユーザーや運用場所を把握する事が困難です。</p> <p>このため、高出力化等を御希望されるのであれば、一般ユーザーが運用している無線機器に混信を与えないような具体的な対策を講じていただく必要があります。また、電波は、遠方まで空間を伝播する性質を有することから、無線局の運用場所が特定の地域の中に限定されていたとしても、隣接する地方自治体等、周辺地域への影響についても勘案する必要があります。</p> <p>なお、総務省では、いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、平成27年3月より情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。</p>

04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
072150	徳島県	日本版CCRC・徳島モデル(vs東京型・CCRC)の推進による「ふるさと・徳島回帰」の実現	電波法第4条、第10条、第38条の6、第38条の33、第39条、第39条の13、電波法施行令第3条、電波法施行規則第6条、第33条、航空法第99条の2、同法施行規則第209条の4、道路交通安全法第77条、民法第207条	<p>特区内のUAV使用については、事前に使用者と使用機材を申請・登録し、必要な整備(検査)を行っていることを前提に許可する。</p> <p>i) 電波法: 特区で指定した機材については、免許を必要とせずに使用が可能。</p> <p>ii) 航空法: 包括的な事前協議により、都度の国土交通省への通報は不要。</p> <p>iii) 道路交通安全法: 包括的な事前計画で、警察への届出により使用が可能(許可不要)。</p> <p>iv) 民法: 建築物がない私有地(畑等)上空については使用が可能(高度基準の策定要)。</p> <p>※実証実験にあたっては中山間地などを対象地域として(住宅密集地を避け、公道も横切る程度とする)、事前に安全なルートを想定した上で、パラシュート(高度50m以上の場合)設置などの安全措置も講じながら実施するものとする。</p>	<p>現在市販されている小型無人機の多くでは、小電力データ通信システム(いわゆる無線LAN)などが使用されており、このような、免許を要しない無線局の基準に合致しているものであれば、免許を取得せずに運用することが可能です。</p>
079080	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近未来技術実証特区 @人吉	建築基準法(第2条第1項)及び消防法(第2条第2項)・・・適用関係や基準の明確化	<p>公共施設屋上や信号機上にドローン飛行に伴う基地局を設置する際のその基地局に関する基準を明確に定める。</p> <p>(例えば、公共施設屋上に基地局を設置するにあたっては、その基地局部分は建築基準法に基づく建築物に位置付けない(消防法に定める防火対策物として規定しない)ことで、特区内の基地局設置を柔軟に行う。)</p>	<p>御提案にある「基地局」の規模、構造又は態様等が必ずしも明らかでないが、消防法では、火災予防の観点から、その対象となる防火対象物について、「建築物その他の工作物若しくはこれらに属する物」等と広く定義しており、「基地局」もこれに該当するものと考えられる。</p> <p>なお、消防法令上、どのような規制の対象となるかについては、「基地局」の規模、構造又は態様等に応じて判断されるものであり、防火対象物に該当することにより、直ちに消防用設備の設置の義務等がかかるものではないことを申し添える。</p>
079090	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2. Oに向けた近未来技術実証特区 @人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局	<p>特区内でドローンの無人飛行やセンサーネットワークを実現するにあたり、操縦やデータの伝送のために電波を利用することになるが、その電波の利用にかかる新たなルール(電波法、電波法施行規則、設備規則、技術基準等)設定を行う。</p> <p>例えば、特区内に限って、混信等の可能性がない周波数帯の割り当てなど。</p>	<p>いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、平成27年3月より情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。</p>

## 04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
079100	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局	趣味の範囲を超えて将来の実用性を想定した上で、システムの安全性・信頼性を高めるために、通常利用されている周波数(2.4GHz)以外の電波利用を認める。	いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利用に係るニーズの高まりを受け、総務省では、平成27年3月より情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。
079110	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局	現状、国際標準化されている無線規格(周波数帯域)であっても、国内の他の既存無線局等との共用・共存の条件や利用のための技術基準が複雑になっている等の問題から、利用システム普及の障害になっている場合があるため、分かりやすい技術基準ガイドライン等を整備する。	総務省では、電波利用ホームページ( <a href="http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm">http://www.tele.soumu.go.jp/index.htm</a> )や、各地方総合通信局のホームページ等において、電波利用に係る各種制度等についての周知を行っております。今後とも、国民の皆様のご理解を得られるよう、一層の周知・啓発等に努めてまいります。 なお、一般社団法人電波産業会(ARIB)において、国の技術基準を含めた規格書を公表しておりますので、そちらもご参照下さい。
079120	1. 人吉市【提案代表者】 2. 一般社団法人九州G空間情報実践協議会 3. 九州大学 4. 鹿児島大学	地方創生2.0に向けた近未来技術実証特区 @人吉	電波法(第4条第1号、第3号)・・・無線局の開設 電波法(第38条の6)・・・技術基準適合証明等 電波法施行規則(第6条第1項、第4項)・・・免許を要しない無線局	無線機器を扱う場合の「技術基準適合証明」に関し、実験に際しても、取得には基本料が機器の台数に応じて掛けられ、手数料として支払う必要があるため、特区内で行う事業に関しては当該証明を不要とする。もしくは、複数台分の無線機器について同時期に当該証明の交付を受ける場合、その無線機器が同機種のものであれば、1台分の証明で、複数分の証明とすることを認める。	電波を使った各種の実験や試験を行う場合、そのための無線局(実験試験局)を開設することが可能です。技術基準適合証明等未取得していない無線設備であっても、電波法第7条各号の規定に適合していれば、無線局免許を取得できます。  また、技術基準適合証明等の取得については、無線設備一台ごとに証明を行う方法の他、無線設備の設計図(工事設計)等に対して認証を行う方法(工事設計認証制度)を活用いただくことにより、同じ種類の無線設備について、一台ごとの証明は不要となります。

## 04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
080102	高知県	移住特区を実現し人口減少による負の連鎖を克服【～移住者をつくる元気な地域～】	・電波法 ・航空法	航空法や電波法など、安全な無人飛行を実現するための措置を講ずる。	電波法は、電波の能率的な使用の確保の観点から、必要な規定を定めているものであり、いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機の安全な運航についての措置を定めるものではありません。  なお、総務省では、いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、平成27年3月より情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。
088010	(A) 医療法人社団 小磯診療所  (B) 一般財団法人 日本開発構想研究所	コミュニティのエンパワーメントで、医療費1兆円抑制への挑戦ー『ウラガオモテ方式の地域医療・地域包括ケア』	消防法施行規則第5条第4項	廃校を診療所として活用する際のスプリンクラー設備設置基準について、リハビリ診療科・整形外科は、スプリンクラー設備設置義務の対象外とする。	整形外科やリハビリテーション科などの特定診療科名を標榜する診療所で、4床以上の許可病床を有するものにあつては、消防法令上、原則として延べ面積にかかわらずスプリンクラー設備の設置を義務づけることとしており(新築施設については平成28年4月1日から、既存施設については平成37年7月1日から適用)、廃校を活用することをもって、その設置義務を緩和するのは適当でない。 なお、延べ面積が3,000㎡未満かつ許可病床数が4床未満の有床の診療所又は延べ面積が6,000㎡未満かつ無床の診療所で、地階を除く階数が1未満の建物に存するものについては、標榜する診療科名にかかわらず、原則としてスプリンクラー設備を設置する必要はない。
098050	北九州市	北九州スマートシティ創造特区 ○スマートシティ・イノベーション ・飛行型ロボットによる環境観測、インフラ点検等実証	電波法第4条第3号、電波法施行規則第6条第4項第2号、電波法施行規則第6条第4項第2号の規定に基づく特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力別表3	電波法： 遠隔操作や複数台の飛行等の実証のため、空中線電力の出力を1Wまで緩和する。	御要望については、緩和を希望している具体的な周波数等が不明のため、検討することが困難です。  なお、総務省では、いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、平成27年3月より情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。

## 04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
102010	・観音寺市 ・株式会社空撮技研 ・KamomeAirプロジェク ト	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
102020	・観音寺市 ・株式会社空撮技研 ・KamomeAirプロジェク ト	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)
102030	・観音寺市 ・株式会社空撮技研 ・KamomeAirプロジェク ト	(非公表)	(非公表)	(非公表)	(非公表)

04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
119010	兵庫県	水素エネルギー活用のための保安規制の緩和	危険物の規制に関する政令第9条第1項二 危険物の規制に関する規則第12条第1項	知識・経験が豊富で、保安上の配慮が実施されている現場に限り、高圧ガスと危険物との離隔距離の緩和などを認めること。	<p>危険物施設である製造所等に求められている保安距離については、危険物施設の火災が高圧ガス施設に延焼することや、高圧ガス施設に事故があった場合にその影響が直接製造所等に及ぶことを防止するための距離として定められているものです。</p> <p>危険物施設、高圧ガス施設それぞれの事故を想定し、対策を講ずることで、お互いに影響が及ぶことがないことが証明できる場合は、各自治体での特例において、保安距離を短くすることも考えられます。また、高圧ガス施設と危険物施設との保安距離については、「主な工程が連続していること」「施設間に延焼を防止できる耐火構造の壁又は障壁があること」等が満たされる場合は、保安距離については緩和できることは、従前から示されています。</p> <p>なお、ご提案のものについては、内容が不明であることもあり、保安距離を短くすることの適否は判断できないと考えられます。</p>
128040	福島県	福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト	電波法第4条各号(無線局の開設) 電波法施行規則第6条各号(免許を要しない無線局)	浜通りロボット実証区域や今後のロボットテストフィールド整備が「福島でしかできない」実証試験区域であることを特徴づけるため、特区内の特定の地域においてのみ他の電波利用者への影響がないことを確認した上で免許を要しない特定小電力無線局等の使用可能周波数の拡大や空中線電力の増力を希望する。	<p>無線局の運用は、他の無線局に混信等を与えないことが必要となります。電波法上の技術基準は、電波の効率的な利用を確保する観点から、他の無線局への影響を極力減らし、できるだけ多くのユーザーが周波数を共用して使えるように、技術的な検討を行った上で定められているもので、高出力化等、定められた基準を超えて電波を放射した場合、より遠方まで電波が到達することになることから、一般ユーザーの無線機器の円滑な運用を阻害するおそれがあります。特に、無線LANなどは、免許を要しないため、そのユーザーや運用場所を把握する事が困難です。</p> <p>このため、高出力化等を御希望されるのであれば、一般ユーザーが運用している無線機器に混信を与えないような具体的な対策を講じていただく必要があります。また、電波は、遠方まで空間を伝搬する性質を有することから、無線局の運用場所が特定の地域の中に限定されていたとしても、隣接する地方自治体等、周辺地域への影響についても勘案する必要があります。</p> <p>なお、総務省では、いわゆるドローンと呼ばれる小型無人機やロボット等の利活用に係るニーズの高まりを受け、平成27年3月より情報通信審議会において「ロボットにおける電波利用の高度化に関する技術的条件」について検討を行い、平成28年3月22日、小型無人機を含めたロボットの利用可能周波数の拡大や、空中線電力の増力等について答申を得たところです。本答申を踏まえ、関係規定の整備を速やかに行うこととしており、本年夏までに、ドローン等の操作やデータの伝送に利用できる周波数帯の拡張および電波の出力増力に必要な制度整備を行うこととしています。</p>



04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
128050	福島県	福島県浜通りロボット実証区域実現プロジェクト	総務省令電波法施行規則)第4条第1項第12号「陸上移動局」	総務省令電波法施行規則)第4条第1項第12号「陸上移動局」の適用範囲を航空法第99条の2第1項、航空法施行規則第209条の3の制限空域(航空交通管制圏または航空交通情報圏内であって、地表・水面から150m以上の高さの上空および制限表面の上空)以下とみなし、高さ150m以下の携帯電話を利用可能にする緩和を希望する。	<p>現在の携帯電話は、ひとつの基地局がカバーする範囲(セル範囲)を小さくし、隣接するセルで同じ周波数を繰り返し利用することで、限られた周波数で陸上の多数の利用者の通信を可能とする設計となっています。上空を満たすように電波を出すことは、この周波数の繰り返し利用を妨げることになることから、携帯電話基地局のアンテナは、上空への電波の漏れを極力小さくする設計としています。</p> <p>このように、携帯電話は、上空での利用を想定したシステム設計ではなく、陸上での利用を想定したものとなっており、その前提で制度設計がなされ、陸上移動局として免許されています。</p> <p>一般に、無線システムの技術的条件を定め設計を行うにあたっては、その無線システムの利用の態様や諸元の検討のみならず、利用周波数帯が隣接する他の無線システムとの間で相互に影響を与えないような共用条件の検討が必要となりますが、上述のとおり、携帯電話のシステムは陸上の多数の利用者の通信を最も効率よく収容するよう設計されているものであり、現在ある全国30万局にも及ぶ携帯電話基地局の整備に際し上空での利用に関する検討はなされておらず、仮に上空での利用を解禁した場合、広い地域で他システムへの干渉や通信障害を引き起こす可能性があります。</p> <p>このため、上空においては携帯電話の通信品質が安定的に確保されない場合や、地上の携帯電話等の利用へ影響を与えるおそれがあることから、地上の携帯電話を含む既設の無線局等の運用等に支障を与えない範囲で携帯電話の上空での利用を可能とするために必要な制度整備を本年夏までに行うこととしています。</p>
154051	茨城県、笠間市	陶芸国際都市笠間 推進特区	「民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について」(平成19年1月19日消防予第17号)	農山漁村余暇法に基づく「農家民宿」に係る消防法令において認められる誘導灯、誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の特例措置を陶芸分野に適用する。	御提案にある「窯元」の具体的態様が必ずしも明らかでないが、平成19年の通知の特例基準については、農林漁業体験民宿業に限らず、従来住宅の用に供されていた家屋であって、宿泊の用途に供される小規模な防火対象物を対象としていることから、「窯元」がこれに該当する場合には、消防長又は消防署長の判断で、当該特例基準が適用される。

04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
160080	リニア中央新幹線整備を地域振興に活かす伊那谷自治体会議	「リニアバレー構想」具体化に向けた地方創生特区活用プラン	電波法施行規則第6条第1項	<p>自動飛行により民有地の上空を通過する場合は、土地所有者の承諾を不要とし、ドローンの狩猟利用を可能にする。</p> <p>映像転送と遠隔操作のために使用する電波の周波数帯において、小型飛行機の目的地到達距離までに必要となる出力を許可し、ドローンによる狩猟参加の可能性を拡大させる。そのため、規則第6条第1項に定める電界強度の値を超える一定の電波帯についても免許を要しない無線局として適用する。</p>	<p>電波法施行規則第6条第1項は、電波法第4条第1号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局(以下「微弱無線局」といいます。)を定めたものです。微弱無線局は、発射する電波の到達範囲がごく近距離のみであり、他の無線局への混信等の可能性が非常に低いため、無線局免許を要しないこととしているものです。微弱無線局に許される基準を緩和することは、他の無線局に混信を与えるおそれが生ずるため、困難です。</p> <p>なお、微弱無線局に限らず、電波法施行規則第6条第4項各号に定める無線局については、技術基準適合証明等の取得により免許不要で運用することが可能です。</p>
169010	三菱地所(株)	非常用発電機用オイルタンクの燃料の貯蔵量上限の緩和・撤廃	<p>建築基準法第48条(用途地域等)</p> <p>建築基準法施行令第130条の9(危険物の貯蔵又は処理に供する建築物)</p> <p>危険物の規制に関する政令第12条第1項第1号、同第4号(屋内タンク貯蔵所の基準)</p>	<p>屋内や屋上における非常用発電機用燃料の貯蔵量上限を緩和(もしくは撤廃)して頂きたい。</p>	<p>建物内に屋内貯蔵タンクを設ける場合、タンク専用室に設ける一の屋内貯蔵タンクの容量に設けられている上限については、危険物の漏えいや火災を建物の一部分に局限化し、もって危険性を低減させるとともに、そこから建物内の他の部分への漏えい、延焼がないように規定されているものです。屋内や屋上で大量の危険物が漏えいし、火災が起こった場合には、建物全体へと延焼する危険性が非常に高いこともあり、一カ所で大量の危険物を取り扱うことは危険です。また、大量の危険物を建築物の屋上や屋内に貯蔵すると、火災の場合、近隣に与える影響が大きいことや屋内での消火救助活動に重大な影響を与えるおそれがあると考えられます。そのため、タンクの容量を増やすことは困難と考えられますが、タンク専用室を複数設けることにより非常時に使用出来る日数分の燃料を貯蔵することが可能です。</p> <p>また、引火点が70度以上の第3石油類である重油を屋内タンク貯蔵所として貯蔵する場合は、壁、柱、床及びびり等を耐火構造としたタンク専用室にタンクを設ける等の対策により、平屋建て以外の建物貯蔵することは現行規定でも可能です。</p>
181010	株特区ビジネスコンサルティング	「ふるさと選挙」制度の提案～”ふるさと納税”者に選挙権と被選挙権を	<p>公職選挙法 第9条2項</p> <p>公職選挙法第10条第1項</p>	<p>特定の自治体(特に、過疎化の進む地域などを想定)に一定額以上のふるさと納税を行なった者に対し、その居住地にかかわらず、当該自治体での選挙権および被選挙権を付与する。</p> <p>①選挙権：当該自治体の長および議会議員の選挙について、「〇●票」の選挙権を付与。</p> <p>②被選挙権：当該自治体の議会議員の選挙について、被選挙権を付与。</p> <p>これにより、「平日は都会で働き、週末はふるさとで議会活動」という新たなスタイルを可能にする。</p> <p>(注1)ふるさと納税の金額などの条件、付与する票数(〇●票)などは、自治体ごとに定める。</p> <p>(注2)当該自治体の議会は土日のみ開催することとし(また、必要あれば、テレビ会議参加を可能とし)、地域外に居住する者が実際に議員として参加できるようにする。</p>	<p>「ふるさと納税」は、自治体に対する寄附である。これを行った者に特典として地方公共団体の選挙の選挙権及び地方公共団体の議会の選挙の被選挙権という参政権を付与することは、参政権という基本的人権としての性質にそぐわない。また、選挙権には憲法第15条第3項の普通選挙の原則が適用されるべきところ、自治体に寄附したことに着目して選挙権を付与することはこれに違反するおそれがある。</p>

## 04(総務省)国家戦略特区等提案検討要請回答.xlsx

提案 管理 番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置 の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
182010	株特区ビジネスコンサル テティング	公務員の地方議員兼職を 可能に(「ふるさと選挙」制 度の補足提案)	公職選挙法第89条	特区内に限り、国家公務員や他の自治体の公 務員が議員兼業できるよう特例を設ける。	どのような者の公職への立候補を制限するかについては、民主主義の根幹である選挙 制度に関わる問題であり、特区として実験的に行う性質のものではなく、このような制限 について、団体ごとに差をつける合理的な根拠は認めがたいこと、また、各党各会派に おいて御議論いただくべき事柄であることから、特区として対応することはできない。